

住まいのしおり

見やすい
ところへ
掛けておいて
ください



福岡県

入居に関する大切なことです よく読んでください

県営住宅に関する問い合わせ先

福岡県住宅供給公社

問い合わせ先	住所及び電話番号	担当の県営住宅所在地
福岡管理事務所	〒810-8538 福岡市中央区天神5丁目3番1号 須崎ビル3階 電話 092-713-1683	福岡・春日・大野城・筑紫野・ 糸島・宗像・古賀・福津の各市内 糟屋郡内
北九州管理事務所	〒806-0036 北九州市八幡西区西曲里町2番1号 黒崎テクノプラザ5階 電話 093-621-3300	北九州・中間・行橋・豊前の 各市内 遠賀・京都・築上の各郡内
同 行橋出張所	〒824-0005 行橋市中央1丁目2番1号 福岡県行橋総合庁舎4階 電話 0930-23-2324	行橋・豊前の各市内及び京都・ 築上の各郡内
筑後管理事務所	〒839-0864 久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル4階 電話 0942-30-2660	久留米・大牟田・朝倉・八女・ 筑後・大川・小郡・うきは・ 柳川の各市内 三井・三潁・朝倉の各郡内
同 大牟田出張所	〒836-0034 大牟田市小浜町24番1号 福岡県大牟田総合庁舎2階 電話 0944-51-3500	大牟田・柳川・みやまの各市内
筑豊管理事務所	〒820-0040 飯塚市吉原町6番1号 あいタウン3階 電話 0948-21-3232	飯塚・嘉麻・田川・直方・宮若 の各市内 嘉穂・田川・鞍手の各郡内
同 直方出張所	〒822-0025 直方市日吉町9番10号 福岡県直方総合庁舎1階 電話 0949-24-4590	直方・宮若の各市内及び鞍手郡内
同 田川出張所	〒825-0002 田川市大字伊田字松原通り3292番地の2 福岡県田川総合庁舎2階 電話 0947-42-9400	田川市内及び田川郡内
県営住宅管理部 管理課	〒810-8538 福岡市中央区天神5丁目3番1号 須崎ビル3階 電話 092-781-8029 (管理係) 電話 092-781-8066 (収納係)	
建設事業部 保全事業課	〒810-8538 福岡市中央区天神5丁目3番1号 須崎ビル3階 電話 092-781-8011 (建築) 電話 092-781-8019 (設備)	(建築) 福岡・春日・大野城・筑紫野・糸島・ 宗像・古賀・福津の各市内・糟屋郡内・ 久留米・大牟田・朝倉・八女・筑後・大川・ 小郡・うきは・柳川・みやまの各市内 三井・三潁・朝倉の各郡内 (設備) 県内全域
同 北九州分室	〒806-0036 北九州市八幡西区西曲里町2番1号 黒崎テクノプラザ5階 電話 093-621-4400	(建築) 北九州・中間・行橋・豊前の各市内 遠賀・京都・築上の各郡内 飯塚・嘉麻・田川・直方・宮若の各市内 嘉穂・田川・鞍手の各郡内

※夜間・休日等の緊急事故については「県営住宅緊急通報受信センター」〔電話 福岡092-751-9686〕へお問い合わせください。【受付時間】〈平日〉17:15～8:30〈土日祝日〉終日(24時間)

はじめに

県営住宅は、住宅に困っている人たちの生活の安定と福祉の増進を図るため、県が国の補助を受けて整備したものです。

県民共有の大切な財産である県営住宅の利用には、多くの義務や制限が伴いますが、公営住宅制度の趣旨をよくご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

また、住宅団地は多くの人々が共同生活を営む場所です。お互いに隣人の生活を尊重し合うとともに、団地をはじめ地域のみなさんとも協力し合って、住みよい団地づくりを心掛けましょう。

はじめに	1
① ゆたかな団地生活のために	3
② 入居・退去にあたって	6
1. 入居に際しての注意	6
2. 退去に際しての注意	7
3. 住宅の明渡請求について	7
③ 家賃など	8
1. 家賃は当月末までに 2. 口座振替 3. 家賃の減額	8
4. 共益費 5. 応能・応益方式による家賃制度	9
6. 皆さんの収入申告による収入から家賃が決まるまで	10
7. 収入超過者・高額所得者について	11
④ 上手なすまいの使い方	12
1. 共同の施設（児童遊園・広場等、集会所（室）、階段・廊下、排水施設）	12
2. 専用の施設（台所、水道、水洗便所、電気、ガス、バルコニー、浴室、玄関ドア）	14
⑤ 住宅の修繕	22
1. 修繕の種類及び連絡方法…〈一般修繕・計画修繕・環境整備〉	22
2. 県営住宅修繕費用負担区分	23
⑥ おたずねしますー Q お答えしますー A	27
Q1. ペットの飼育	27
Q2. 駐車場	27
Q3. 結露とカビ	28
Q4. 害虫の予防及び駆除	29
Q5. 住戸改善	30
Q6. 納付書の紛失	30
Q7. 督促状	30
Q8. ハトのフン	30

① ゆたかな団地生活のために

団地の生活は、共同生活です。明るい快適な生活ができるよう、お互いにゆずり合い、助け合って、皆さんの団地が美しく健康で文化的な楽しい生活の場となるよう努めてください。各団地には皆さんで組織する自治会等があり、共益費の徴収や支払い、団地内の清掃活動等が行われていますので、ご協力をお願いします。



団地の空地

団地内の空地・花壇はみんなの庭です。清掃、草刈、樹木の手入れなどは団地の皆さんで定期的に行って、雑草やゴミで見苦しくならないよう、環境の美化に努めましょう。空地・花壇に野菜・くだもの類は植えないようにしましょう。

また、勝手に樹木を引き抜いたりしないようにしてください。



玄関・階段など

住宅の周囲や階段など、団地の共用部分はいつも整理整頓し、他人に迷惑や不快感を与えないようにしてください。

※ゴミは、決められた日に指定の場所に出しましょう。



1 ゆたかな団地生活のために

団地内の道路

違法・迷惑駐車は、人命にかかわります。

団地内の道路には、自動車を止めないようにしてください。消防車や救急車、ゴミ収集車などが通れなかったり、子供の飛び出し事故につながります。



また、放置されたままの車については、強制的にレッカー移動し、そのための費用は請求されることとなります。

親戚、知人等の訪問者の方の自動車も対象となる事がありますのでご注意ください。

ペット類の飼育

団地の中では動物を飼ってはいけません。

ペットに対してアレルギーを持つ人や、嫌いな人もいます。

また、飼い主には気にならない鳴き声、臭い、排泄物も他の人には迷惑なものばかりです。入居者間のトラブルのもとになり、円満な集団生活の大きな支障となりますので、絶対に飼わないでください。

ペット類の飼育を行い、他の入居者に迷惑や危害を与えた場合には、住宅の明渡しを求められるなどの不利益となることがありますので絶対に飼わないでください。



排水施設

排水溝に土砂やゴミがたまると、水が流れにくくなります。清掃するように心がけましょう。





防火

一番こわいのは火災です。火災予防には日常、特に細心の注意を払ってください。火災で、損害が発生した場合には、火災を起こした入居者に負担していただくことになります。

住宅のバルコニーにある隣戸との隔て板は、火災等非常時にこれを割って避難するためのものです。バルコニーは避難通路として利用できるようふだんから整理してください。

また、廊下・階段等の通路には物を置かないようにしましょう。



騒音

ラジオやテレビ・ステレオ・楽器など、音を大きくし過ぎると隣近所に大変迷惑をかけます。夜間はとくに注意しましょう。

また、階段の昇降時は、靴のヒールや下駄の音が、部屋の中まで響きますので注意してください。



火災保険・団地保険への加入

火災により家財に損害を受けた時のために火災保険に加入されることをおすすめします。また火災・水漏れ等の原因者となった場合、高額な賠償金を請求されることがあります。

万一に備えて、団地保険へ加入されることをおすすめします。

保険の加入については各損害保険会社へお問い合わせください。

② 入居・退去にあたって

1 入居に際しての注意

1) 入居手続きの時は、住宅管理人に県営住宅入居決定通知書を提示して、入居することになります。

鍵は全てお渡ししますので、受け取った鍵は退去されるまで大切に保管してください。一本でも鍵を紛失したときは、退去時に錠（シリンダー）まで取り替えていただきます。

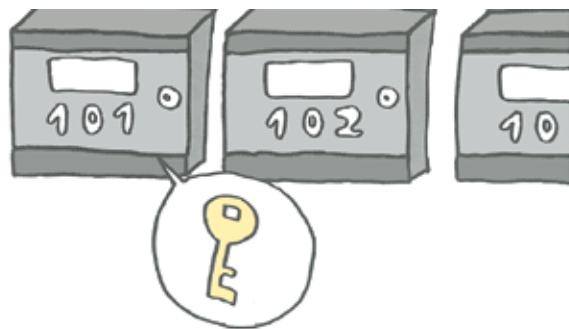
鍵を受け取った日から、入居する住宅を管理していただくことになります。

また、入居決定通知書に記載している入居指定日から家賃が発生しますので、その日から14日以内に必ず入居してください。

2) 新築の住宅を除き、前入居者が退去された後に補修工事を行っていますのでそのまゝの状態での入居となります。

3) 電気・ガス・上下水道の使用申し込みは、直接各営業所等に申し込んでください。

4) 引っ越しで出た「ゴミ」は通常のゴミとして処理されませんので（「引越しゴミ」として区別されます。）住民の方に非常に迷惑になります。必ず自分でゴミ処理業者に処理を依頼してください。「燃えるゴミ」と一緒にだされるとすべてのゴミを収集しない場合があります。



5) 郵便受けには、**必ず鍵をかけてください**。
大切な文書が抜き取られることがあります。

また、郵便局には必ず転居届けを提出してください。

6) 家賃の納付書を受け取られましたら（口座振替希望の方でも一旦お送りします。）必ず氏名、住宅番号、家賃を確認してください。もし誤りがありましたら、福岡県住宅供給公社の最寄りの管理事務所へ連絡してください。



7) 住宅の使用に当たっては建物を傷つけるような使用はできません。

特にカーペットをテープや糊で接着させたり、壁に他の物を釘で打ち付けたり、貼ったりしますと、撤去するときに下地を傷めますので、その場合は退去時に入居者負担で補修していただきます。

8) 入居されましたら、速やかに住民票の異動（転入）手続きをとり、14日以内に住民票を提出してください。



2 退去に際しての注意

- 1) 明け渡し予定日の2週間前までに公社（管理事務所・出張所）に連絡し、立会日等の調整をしてください。

なお、団地に住宅管理人がいるところはそちらにも連絡してください。

- 2) 原則として、引っ越し後（家財等の搬出後）の都合がよい日（土日及び祝日は除く）に4者（退去される方、公社、指定補修業者、住宅管理人）で立会いをして、退去される方に負担していただく修繕箇所を確定します。

- 3) 確定した修繕箇所については、ただちに補修を実施してください。

なお、補修の実施は、指定補修業者もしくは他の業者のどちらかに依頼されてもかまいません。（県設置の風呂釜の洗浄は除く）

- 4) 次の事項については、退去される方の負担になります。

㊦ タタミの表替

汚れの程度にかかわらず、現在使用されているものと同程度（JAS3種2等のマーク入り・福岡県内産）を使用してください。（表の取替を行わない単なる裏返しは不可）

㊧ フスマの張替

汚れていないものやビニール仕上げのものも張替が必要です。フスマ紙は、現在使用しているものと同程度（新鳥の子またはフスマ用ビニール）を使用してください。

㊨ 県設置の風呂釜の洗浄、自費設置の浴槽・風呂釜の取り外し（財産放棄したものを除く）

県が設置している風呂釜の洗浄は、指定補修業者に依頼してください。

㊩ 鍵を紛失された場合の鍵・錠の取替え

入居時にお渡しした鍵3本のうち1本でも紛失された場合は、防犯上の理由により、鍵・錠ともに取替えが必要となります。

㊪ その他退去される方が入居中に破損、汚損された箇所の修繕

㊫ 退去される方が入居中に設置したものの撤去及び撤去跡の始末

〔物置、エアコン（室外機、配管類含む）、網戸（県設置以外のもの）、カーテン類、床貼り物（県設置以外のもの）、照明器具（配線類含む）、植木類（県設置以外のもの）、その他〕

- 5) 次の事項については、退去される方が対応していただくことになります。

㊬ 住居内部の清掃

〔床面、壁面、天井面、窓枠及び硝子、換気扇周り、便器、流し台周り（吊り戸棚、コンロ台含む）、バルコニー、その他〕

㊭ 壁の落書き落しやシール剥ぎ取り及び跡始末

㊮ 釘やフックの取除き及び跡始末

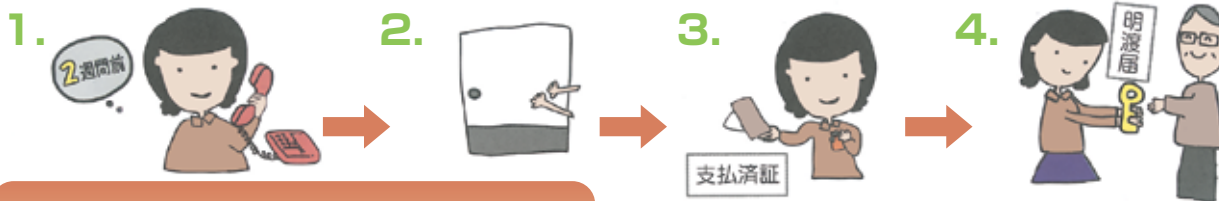
㊯ 引っ越しで出たゴミは必ず自分でゴミ処理業者に処理を依頼してください。

- 6) 4) 及び 5) については、完了したら公社（地区管理員）に連絡してください。

原則として、すべてが完了した時点で「明渡し」があったものとして取扱わせていただきます。

- 7) 未納家賃があれば、お支払いください。家賃の口座振替をされている方は退去される前月の末日までに、口座設置金融機関へ「口座振替納付取消届」を提出してください。

- 8) 電気・水道・ガス料金、自治会共益費等についての精算を忘れずに行ってください。



3 住宅の明渡請求について

入居者又は同居者が次のような場合には、住宅明渡しの請求をすることになりますので、このようなことのないよう十分留意してください。

- 1) 不正な行為によって入居したとき。
- 2) **家賃を3ヵ月以上滞納したとき。**
- 3) 当該県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- 4) 火災を起こしたとき。

- 5) 暴力団員と判明したとき。
- 6) 正当な事由によらないで、15日以上県営住宅を使用しないとき。
- 7) その他条例の規定に違反したとき（入居者の保管義務、著しく迷惑を及ぼす行為、住宅貸与の禁止、住宅の用途の制限、住宅増築の制限等）。（例、ペット飼育、迷惑駐車）
- 8) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

③ 家賃など

1 家賃は当月末までに

県営住宅の家賃は、毎月月末までにお支払いください。家賃の納付は口座振替が原則となっています。詳しくは次の「2 口座振替」をお読みください。

また、納付書での支払いをされる方で納付書を紛失または汚損したときは、福岡県住宅供給公社の最寄りの管理事務所に連絡してください。再発行いたします。

家賃は入居指定日から明け渡し日までいただきます。月の途中で入居したり月の途中で明け渡したようなときは日割計算となります。

明け渡し日は鍵の返還日になります。

2 口座振替

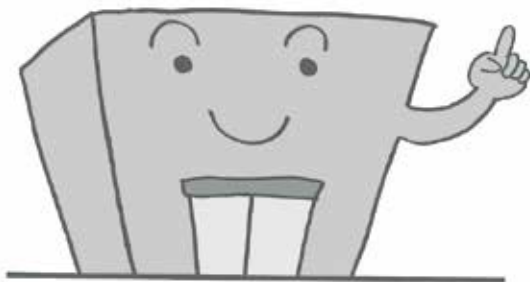
指定の金融機関に預貯金口座をお持ちの方、または新たに預貯金口座を設けられた方が口座振替の申し込みをされると、その金融機関があなたに代わって家賃を自動的に県へ払い込みます。

口座振替ができる金融機関は、福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、九州労働金庫、信用金庫、信用組合（県が指定したもの）の県内本支店、福岡県内の各農業協同組合及びゆうちょ銀行です。（金融機関の統廃合により金融機関の名称の変更の場合あり）

なお、口座振替手続きの参考とするために入居後送付される家賃納付書をもって各金融機関に申し出てください。

金融機関

口座から
自動的に
引き落とします。



口座振替

わざわざ
支払いに行か
なくてもいい
から楽だわ!!



3 家賃の減額

収入が著しく低額になったとき等、一定の期間家賃を減額する制度を設けています。詳しくは福岡県住宅供給公社の最寄りの管理事務所（出張所）へお尋ねください。



5 応能・応益方式による家賃制度

県営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入や住宅の広さ、築年数、立地状況等により毎年決定されます。（10・11ページをご覧ください。）

入居者及び同居者の皆さんは、条例により毎年収入の申告をすることが義務づけられていますので、6月初めにお送りする収入申告書にご記入いただき、住民票・所得を証する書類とともに、6月末までに提出してください。この申告により翌年4月から向こう1年間の家賃を決定するとともに、国からの補助で県営住宅の家賃を低額にできるためのもとなるものですので、必ず期限内にご提出ください。

なお、収入申告書が提出されない場合は、近傍家賃（民間家賃と同程度の家賃）となります。

4 共益費

県営住宅へ入居すると家賃以外に共益費の支払いが必要です。

- 共同で使う施設、設備の修繕費用（県負担を除く）
- 階段灯、廊下灯、外灯、エレベーター、給水ポンプなどの電気料金
- 集会所などの使用に要する費用
- エレベーターの定期点検の費用
- 浄化槽清掃費

上記のように入居者が共同で使用する施設の維持費（電気料金等）は、皆様の共同負担になり、これに要する費用を共益費と言います。これらの共益費については、管理組合（自治会等）が皆様から徴収し、支払い先に直接払っていただくようになっています。

また、住宅の管理の中には清掃など自治会活動により行われているものもありますので、自治会活動への参加及びご協力をお願いします。

毎年収入申告書
を提出して
ください



③ 家賃など

6 皆さんの収入申告（入居資格審査時）による収入から家賃が決まるまで

6月

① 県から収入申告書
が送られてきたら、
住民票・収入を証
する書類などを市
町村・区役所や勤
務先で求めてくだ
さい。



私と夫の住民票と令和
〇〇年の所得証明書を
交付してもらえますか。



② 収入申告書及び住
民票・収入を証す
る書類を提出して
ください。



(プラス)

住民票

所得証明書
など



7月
から

③ 県で収入の計算と
家賃の認定作業を
行います。

収入申告書
などから



年間所得金額から諸控除を
差し引き12月で割って月収
額を計算します。



計算した月収額を下表にあてはめて
家賃算定基礎額を求めます。

家賃算定基礎額

●世帯の収入に応じた
家賃の応能負担
(国が定めています。)

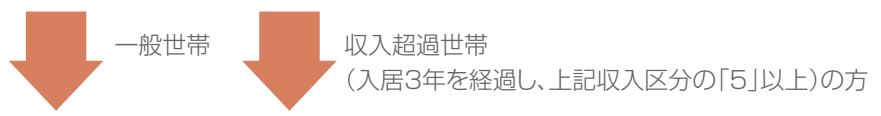
収入区分	月収額	家賃算定基礎額	収入超過者の 方の本来家賃 に加算される 額を求める場 合の収入区分 に応じて設定 される率※
1	104,000円以下の場合	34,400円	
2	104,000円を超え、123,000円以下の場合	39,700円	
3	123,000円を超え、139,000円以下の場合	45,400円	
4	139,000円を超え、158,000円以下の場合	51,200円	
5	158,000円を超え、186,000円以下の場合	58,500円	1/5～1
6	186,000円を超え、214,000円以下の場合	67,500円	1/4～1
7	214,000円を超え、259,000円以下の場合	79,000円	1/2～1
8	259,000円を超える場合	91,100円	1

※収入超過の区分期間に応じて近傍同種の家賃まで引き上げられます。

●お住まいの住宅の状況に応じた家賃の応益負担

市町村立地係数	×	規模係数	×	経過年数係数	×	利便性係数
0.7～1.6の範囲で住宅の立地する市町村ごとに定められる数値		住宅の床面積(共用部分やバルコニーを除く)を65平方メートルで割った数値		竣工年度からの経過年数に応じて、一定率で減少する数値		県が0.7～1.0の範囲内で地域の状況や設備状況などにより独自に定める数値

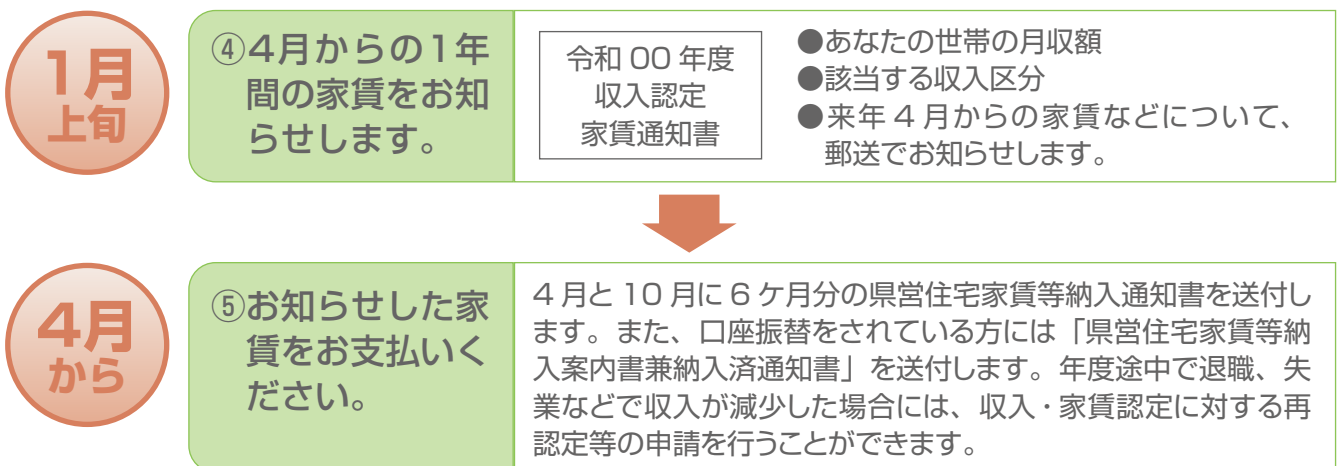
●応能負担(家賃算定基礎額)と応益負担をかけ合わせて家賃を計算します。



入居者の方の **本来家賃** **本来家賃 + (近傍同種の住宅の家賃 - 本来家賃) × 収入区分に応じて設定される率**
 ※但し、障害者世帯や高齢者世帯は入居3年を経過しても、収入区分が「6」までの方は、収入超過者には該当しない措置を県独自で講じています。

■近傍同種の住宅の家賃とは、

民間住宅と同程度の家賃となるよう、法令により次の式で算出された当該住宅の上限家賃です。
 (建物の複成価格 × 利回り + 戸当たりの土地価格 × 利回り + 償却額 + 修繕費 + 管理事務費 + 損害保険料 + 公課 + 空家引当金) / 12月



7 収入超過者・高額所得者について

◆収入超過者とは(「収入超過者認定通知書」を受け取られた方)

県営住宅に引き続き3年以上入居しており、収入申告の結果認定された収入額が法令で定められた額(収入区分5以上)を超える方については、「収入超過者」と認定されます。収入超過者の住宅使用料は、認定した収入額に応じて「近傍同種の住宅の家賃」を限度として上がります。なお、収入超過者の方は、自主的に県営住宅を明け渡すように努めなければなりません。また、収入超過者に認定された場合、収入認定(更正等)・家賃通知書に表示し、通知します。

◆高額所得者とは(「高額所得者認定通知書」を受け取られた方)

県営住宅に引き続き5年以上入居しており、収入申告の結果認定された収入額が最近2年間引き続き法令で定められた額を超えた方については、「高額所得者」と認定されます。高額所得者の住宅使用料は「近傍同種の住宅の家賃」相当額となります。なお、高額所得者の方は、期限を決めて県営住宅を明け渡して頂きます。期限までに自主的に退去されない場合には、「家屋明渡請求訴訟」を提起することになります。

4 上手なすまいの使い方

1 共同の施設

児童遊園・広場等

子供たちが楽しく遊ぶ場所です。いつも施設の状況に注意し、故障等危険な状態を発見したときは使用を中止させ、直ちに住宅管理人等へ連絡してください。

- 乱暴な使い方をしないようにし、また、乱暴な使い方を見たら注意してください。個人による破損があった際は、補修費用を負担していただきます。
- 小さい子供さんが遊び場を使用する際には、保護者が必ず付き添ってください。
- 清掃・除草及び樹木の剪定などの維持管理は皆さんの自主管理でお願いします。
- サッカーやキャッチボールは人や車に当たって危険です。ほかの皆さんに迷惑がかからないようにしてください。



集会所及び集会室

皆さんの集いの場として大半の県営住宅では、集会所又は集会室を設置しています。団地では、隣近所との交際が少なく、家庭生活が孤立化しがちですから、住みよい団地づくりのためにいろいろな会合に活用してください。

集会所は皆さんの福利厚生、文化教養などの諸行事に使用するための公共的な施設です。したがって営利を目的とする催物、特定の政治団体を支持し、または反対する政治的活動などには使用が認められません。

使用に際しては、集会所（室）使用申込書を集会所（室）管理人に提出し、承認を受けてください。

きまりをよく守り、使用後は火の始末、掃除などを行い、次の方の使用に支障のないように努め、管理人の検査を受けてください。



階段・廊下・エレベーター

中高層住宅の階段や廊下は毎日何回となく通る所です。いつも清潔にしましょう。

- 完全防水は施してありません。掃除はわずかな打水程度で行ってください。玄関床も防水加工していないので、水洗いをしないようにしてください。
- コンクリート造りですから大声・靴のヒールや下駄の音が響きます。静かに歩くよう気をつけてください。
- 自転車・乳母車等の私物を置かないでください。他の方の通行の迷惑になるだけでなく、火災など緊急時の障害になります。
- エレベーターは高層住宅における通路の一部です。乱暴に扱ったり、いたずらなどにより故障すると階段を利用してもらうことになります。
- 廊下等での火気使用は、思わぬ火災の原因となる事がありますので、絶対にしないでください。



排水施設

屋内施設

中高層住宅では、台所・浴室・トイレからの排水管污水管は、数戸が1本の管につながっています。1人の不注意で管が詰まると水が逆流し棟全体の人々が大変迷惑しますので、固形物などの詰まりやすいものは流さないよう特に注意してください。

なお、入居者の原因に帰する施設の故障の復旧や修繕及び賠償等の費用は、入居者負担となります。

- 流しでは油をそのまま流さない。
- トイレではトイレットペーパー以外の物は流さない。（ティッシュペーパー、生理用品など）

屋外施設

側溝や溜桝内のゴミ、土砂が、埋設された管へ流れ込むと、詰まる原因となりますので、特に注意してください。側溝、溜桝などは皆さんで定期的に清掃してください。

便所からの汚水を直接公共下水管に流すことができない地域では、団地内にし尿浄化槽を設けています。

し尿浄化槽の維持管理は、皆さんにやっていただくことになっています。自治会等で直接専門業者に委託して清掃と消毒を行ってください。

なお、**ポンプ室、し尿浄化槽、電気室などは危険ですから、子供さんたちが近寄らないよう十分注意してください。**

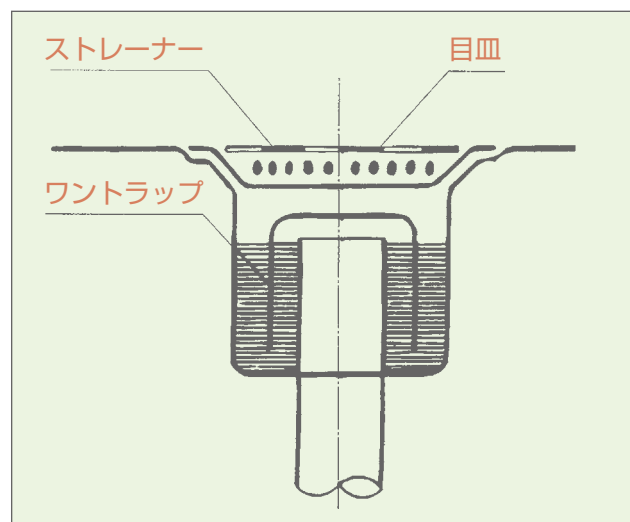
4 上手なすまいの使い方

2 専用の施設

台所



- 流しの目皿のゴミは毎日取り除きましょう。目皿やトラップの「わん」等を取り外して使用しますとゴミと一緒に流れ込んで排水管を詰まらせる原因になります。トラップは共用の排水たて管からの悪臭があなたの家にはい上がるのを防ぐために設けてあります。
- 使用済みの油類は流しに捨てないでください。管にこびりついて詰まる原因になります。



水道

水は私たちの生活になくてはならないものです。水道施設は大事に扱い、水は大切に使ってください。

(1) 水道の元栓

- 水道の元栓（位置を確認しておきましょう）を締める（右に回す）とあなたの住居の全部の水が出なくなります。漏水事故や修繕の時などにご使用ください。



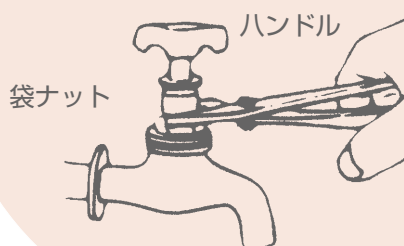


(2) 水栓（蛇口）の使い方、パッキンの取り替え方

- 水をとめる時には水道メーター前にある水道の元栓を締めてください。
- パッキンの取り替えは自己負担です。簡単にできますので、ご自分でなさる事をおすすめします。（パッキンは市販されています。）
取り替えは次の順序です。

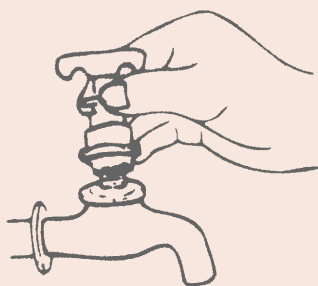
1

水道の元栓をしめてから、ハンドルを全開にし、蛇口を手で固定して袋ナットに布を巻いてから、スパナ又はフライヤーで袋ナットをまわします。



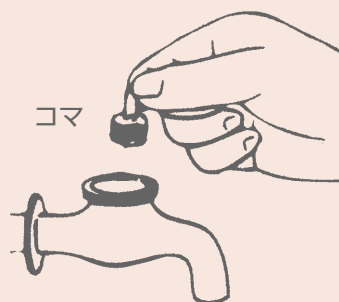
2

袋ナットをはずす。



3

コマをとりだす。



4

小ナットをはずし、砂等をきれいに洗い落としてから、パッキンを取り替えます。あとは、これと全く逆の順序で取り付けます。



④ 上手なすまいの使い方

水洗便所

水洗式便所は次のことを厳守して使用してください。

- 使用する紙は、トイレットペーパー（巻取紙）以外のものは、絶対に使用しないでください。

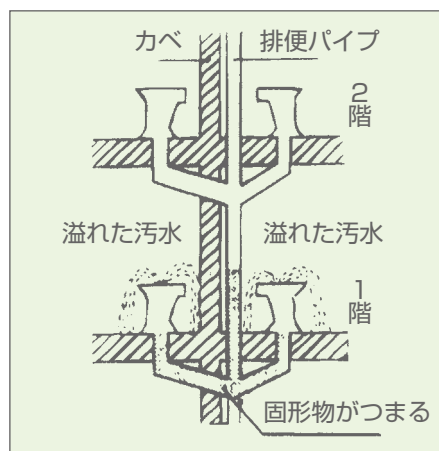
紙オムツ・生理用品・綿・ボロ布・新聞紙・ティッシュペーパーなどを流すと排水管を詰まらせます。

もし詰まったときは、皆さんの負担で修繕していただきます。

- 上の階で溶けて流れないものを流しますと、その家の便所には影響がなくても、1階の床の下方で詰まり、1階の方に大変迷惑をかけることになりますので、注意してください。



- 便所の床は防水加工してありませんので、掃除の際は、水洗いをしないで、拭き取るようにしてください。



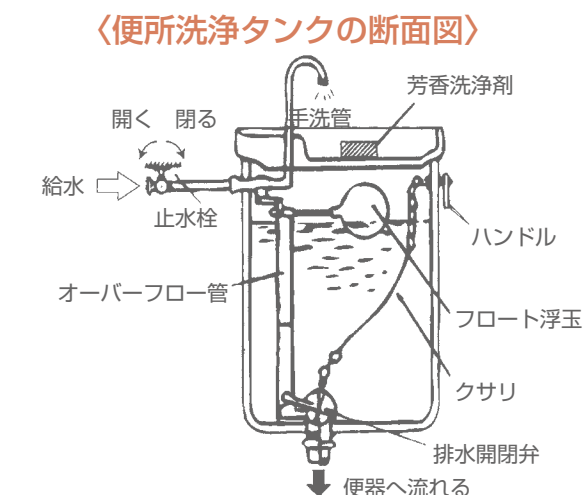
●便所の水が止まらない時

便所の水が止まらない時は、ロータンの蓋を取って中の排水開閉弁がしっかりとしまっているか確認し、クサリがからまっていたら正しい状態にして、ロータンの蓋を元にもどしてください。

それでもなお、水が止まらないときは便器についている止水栓（右へ回す）を回し、水を止めた後専門修理業者に連絡し修繕してください。

※芳香洗浄剤などが原因でトラブルが多く発生しています。どうしても使われる場合は、手洗管の下に置くタイプにしてください。

※ロータンク内にペットボトル等はいれな



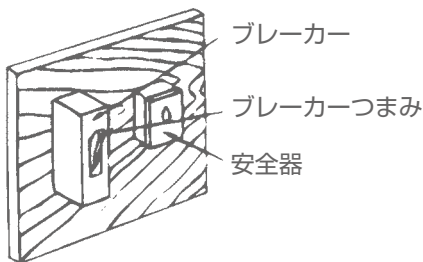


電気

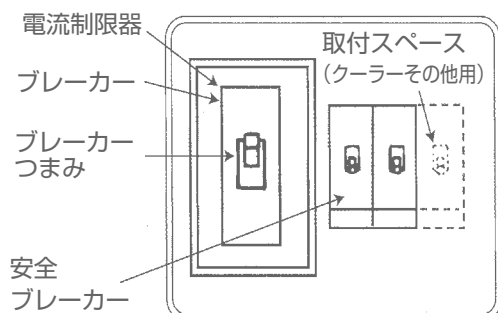
電気は大変便利なもので安易に使用されることが多いものですが、使い方を誤りますと危険ですので十分注意してください。

- 各戸には電力量が規定されていますので、規定以上の電気を使用しないでください。
- 規定以上の電気の使用、あるいは故障によってブレーカー（安全開閉器）が遮断された場合は、原因をよく確かめた上で、入れ直してください。

戸別分電盤



戸別分電盤

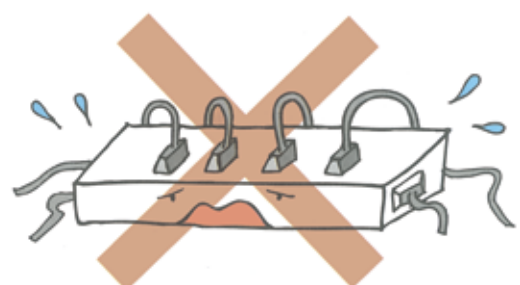


●電気器具と標準使用電力

器 具	容量(W)	電流(A)
炊飯器(炊飯時)	600~1200	6.0~12.0
オーブントースター	500~1300	5.0~13.0
電子レンジ	1000~1200	10.0~12.0
電磁調理器	150~1300	1.5~13.0
ポット(湯沸し時)	700~1000	7.0~10.0
パネルヒーター	1000~1500	10.0~15.0
ミキサー	200~300	2.0~3.0
アイロン	1000	10.0
ドライヤー	600~1200	6.0~12.0
こたつ	100~600	1.0~6.0
あんか	60	0.6
ホットカーペット(2畳)	400~500	4.0~5.0
換気扇(15cm)	30	0.3
洗濯機	300~500	3.0~5.0
冷蔵庫(200ℓ)	100~200	1.0~2.0
掃除機	200~1000	2.0~10.0
扇風機(30cm)	50	0.5
テレビ(14~28型)	70~150	0.7~1.5
ステレオ	100~200	1.0~2.0
エアコン(冷房6畳)	200~600	2.0~6.0
エアコン(暖房6畳)	200~900	2.0~9.0
蛍光灯(20W)	20	0.2
蛍光灯(30W)	32	0.3
電球(60W)	60	0.6

※あくまでも目安であり、製品によって上記の値は変わります。

- 天井の引掛シーリングは照明器具用のものですので、規格以上の照明器具や、電熱器等の使用はしないでください。
- コンセントは、規格の電気容量（1kW）以内で使用してください。いわゆる「タコ足配線」は絶対避けてください。
- ヒーター、アイロン等のつけっぱなしは、火事のもとです。



④ 上手なすまいの使い方

ガス

県営住宅のガス供給は、都市ガス供給とプロパンガス供給があります。表示の異なる器具を使うことは危険ですので、念のためお手持の器具の表示を確かめてください。

また、ガスは取扱いを誤ると危険がともないますので、次のことを厳守し、安全に使用してください。

また、県営住宅では、ガス以外の使用を認めておりません。特に灯油焚ボイラーは、火災の原因にもなりますので絶対に使用しないでください。

●ガス中毒について

ガスが完全燃焼するためには、大量の空気が必要です。部屋の換気をよくし、バーナーの空気口の調節をすることが大切です。ガスが不完全燃焼すると、有毒な一酸化炭素が発生し、それが蓄積すると、ガス中毒を起こします。また、完全燃焼している場合でも換気が悪いと、室内の炭酸ガスが増えてきます。特に冬季のストーブ等を使用される時は換気に注意してください。



〈空気過多〉

炎が短くなり、ゴーと音を立てながら燃えます。



〈正 常〉

内炎がすきとおった青い色で勢いよく安定して燃えます。



〈空気不足〉

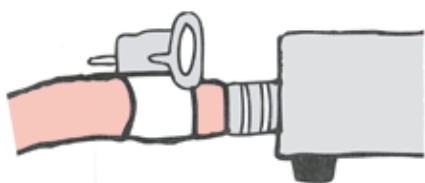
炎が赤い色で勢いがなくローソクの火のように燃えます。



換気にはご注意ください



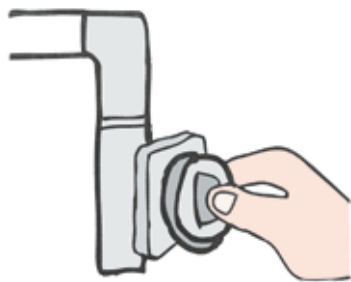
ガス器具の正しい使い方



- 器具は、時々掃除し、空気口を調節しましょう。
- ゴム管は、十分差し込み安全バンドで固く止めましょう。



- 長いゴム管及び古いゴム管の使用は危険ですからやめましょう。
- 器具やゴム管は、検査合格証のある優良品を使いましょう。ビニール管の使用は危険です。



- 夜間寝る前や外出・外泊のときには、ガスの元栓を必ず閉める習慣をつけましょう。



- 使用しないコックには、必ずゴムキャップをつけましょう。

- 万一ガスもれがあったときは、元栓を止め、ドアや窓を開けて十分換気した後、使用してください。
- ガスについて異常や事故があったときは、すぐガス会社に急報して修理を受けてください。

危険防止のうえから、年1度はガス器具の定期点検を受けましょう。

④ 上手なすまいの使い方

●プロパンガスを使用している住宅

最近、プロパンガスの消費家庭における事故が多数発生し、貴重な人命や家屋、財産が失われています。特に、アパート、マンションなどの集合住宅での事故発生率が高く、近隣の第三者をも災害に巻き込むような大型事故が目立ち社会問題化しています。

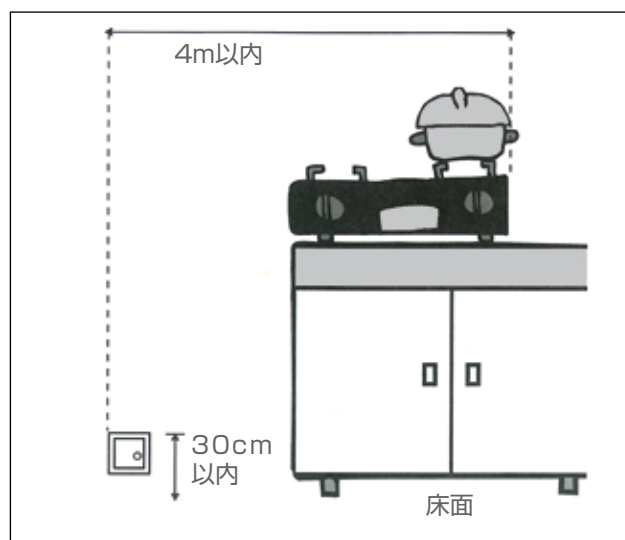
このようなガス漏れ事故を未然に防止するため、法令等の改正によりプロパンガスを使用する住宅では燃焼器具の所有者がガス漏れ警報器を設置するよう義務づけられました。

したがって、プロパンガスを使用している県営住宅では、入居者の皆さんの事故の防止と安全確保のために、一日も早く、入居者の皆さんでガス漏れ警報器を設置してください。

なお、このガス漏れ警報器は、室内にガスが漏れ、爆発の恐れのある濃度の $\frac{1}{100}$ ～ $\frac{1}{4}$ の範囲でブザーが鳴るしくみです。有効期限は5年間ですので、できる限り5年毎に取り

ガス漏れ警報器を設置してください！

プロパンガス用ガス漏れ警報器設置場所



り替えてください。

ガス漏れ警報器は、プロパンガス販売店で取り扱っていますので、詳しくは各プロパンガス販売店へお問い合わせください。

●洗濯機の使用について

建築年度によっては洗濯機用の排水設備の無い住宅があります。このような住宅は、洗濯機用排水を浴室（風呂場）の床面に流すことになりますので、以下の点に充分注意してください。

- 1.洗濯機用の排水ホースは浴室の敷居が高いので、コンクリートブロック等で洗濯機本体を高くして、排水口から浴室の床に確実に流れるようにしてください。
- 2.排水ホースは風呂場排水目皿まで（必要であれば継ぎ足して）持っていき、確実に固定してください。洗濯機が、運転中の振動で移動し、排水ホースがぶれて浴室から抜けてしまうことがあり、そうすると漏水事故が起き、階下の方に大変な被害を及ぼすことになります。



- 3.浴室の排水口はいつもこまめに清掃してください。
- 4.排水ホースの固定を確実にしてください。
- 5.浴槽の残り湯をポンプで汲み上げる場合も漏水に注意してください。
- 6.洗濯機用蛇口にホースをつないでいる場合、ホースが外れて漏水事故を起こす可能性があります。使わない時は蛇口を閉めておくようにしてください。

なお、入居者の過失により発生した損害の賠償は入居者負担となります。



●火災報知器について

火災報知器は、住宅火災による煙または熱をいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれる警報器や設備です。

火災報知器により、万が一火災が発生した場合でも、素早く避難ができるようになります。

県営住宅の住戸には、住宅用火災警報器、又は住戸用自火報設備が設置されています。

1. 住宅用火災警報器

感知器そのものが警報音を発し、単体で動作します。煙を感知すると警報音で知らせます。煙が無くなると自動的に警報停止します。

住宅用火災警報器には電池が内蔵されています。電池が切れそうになったときは、音や光で交換時期を知らせてくれます。

電池交換を忘れないようにしてください。

2. 住戸用自火報設備

セキュリティ親機（インターホン）と感知器から構成されています。感知器が作動すると避難をうながす音声メッセージで知らせます。セキュリティ親機（インターホン）の警報音停止ボタンを押すと警報停止します。

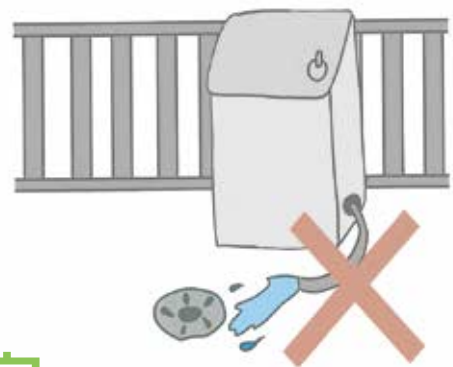
住戸用自火報設備は電池交換の必要はありません。

●24 時間換気システム

平成15年以降に建設された団地については、揮発性化学物質対策のため、24時間換気が義務づけられました。このため、居室にある給気口を開け、浴室とトイレの換気扇は、回したままにしてください。居室内の結露やカビ発生の防止にもなります。

バルコニー

- バルコニーの排水管は、雨水を流すものであり、洗濯水等は絶対流さないでください。
- バルコニーでの火気使用は、思わぬ火災の原因となる事がありますので、絶対にしないでください。
- バルコニーに木箱など、幼児にとってふみ台になる物を置くと、非常に危険ですから、十分ご注意ください。
- バルコニーの手摺の上に植木鉢等は絶対に置かないでください。落下すると非常に危険ですから十分ご注意ください。



浴室

- 浴室の床排水口の目皿にたまる髪の毛等は毎日取り除いてください。
- 目皿を取り外して使用しますと、排水管を詰まらせる原因になります。

玄関ドア

- 鍵の抜き差しで引っかかる場合には、必ず鍵専用のスプレーを使用し、油スプレーを使用しないでください。

5 住宅の修繕

1 修繕の種類及び連絡方法

県営住宅の修繕は、福岡県住宅供給公社に委託して行っています。

修繕の種類は大きく分けると以下のとおりです。

一般修繕

日常生活に著しく支障があり、緊急を要する修繕をいいます。

入居者から住宅管理人に連絡されると随時実施いたします。なお、修繕には入居者負担の部分があります。費用負担区分はP23～26を参照してください。

計画修繕

住宅の経過年数や損耗状況に応じて計画的に実施する工事をいいます。

なお、住宅内の修繕については、住戸に立ち入る必要がありますので、ご協力をお願いします。

（修繕項目）

畳敷替、流し台取替、屋内給水管取替、量水器取替、排水管清掃、電気幹線取替、屋内分電盤取替、風呂釜・浴槽取替、エレベーター改修

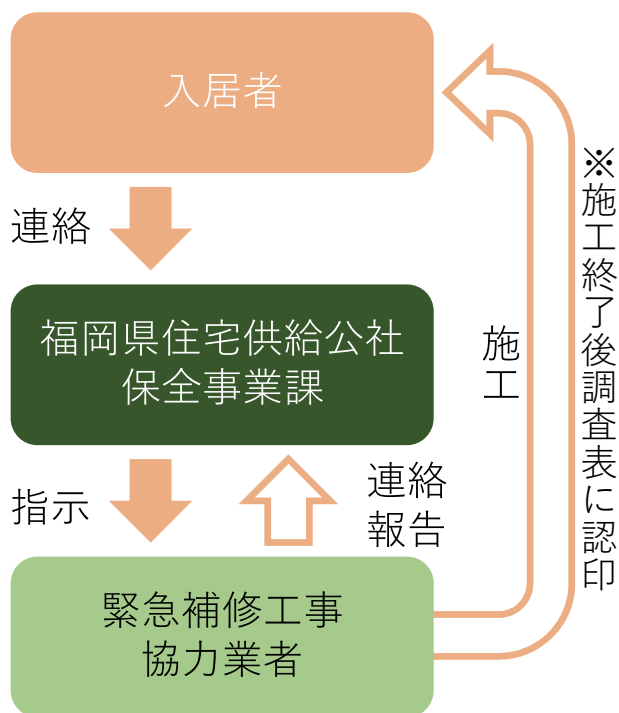
環境整備

県営住宅団地内の居住環境の向上をはかるために実施する工事をいいます。

（整備項目）

外灯設置、車止め設置、フェンス設置

《一般修繕の流れ》



※団地共用部の不具合等にお気づきの際は、住宅管理人にご相談ください。

※夜間・休日等に緊急事故が発生した場合

夜間・休日等の公社営業時間外に漏水・火災等の緊急を要する事故が発生した場合は、下記の電話番号におかけください。

県営住宅緊急通報受信センター
092 (751) 9686

受付時間

平日 17:15～8:30
土日祝日 終日（24時間）

修繕に関するお問合せ等は福岡県住宅供給公社保全事業課へ



2 県営住宅修繕費用負担区分

◎入居者が住宅使用上の不注意により損傷し、また、汚したときは、入居者の負担となります。従って同一団地内で、同時に建設された他の住宅に比べて著しい損傷、また、汚された個別的な修繕も入居者負担となります。

◎基本原則

1. 台風災害等の不可抗力による破損は、県負担
2. 老朽化＜経年劣化＞は、県負担
3. 破損・損傷は、原因者負担（原因が入居者に帰する場合、入居者負担となります。）
4. 消耗部品類は、入居者負担

◎下記負担区分のほか、社会通念上当然入居者が負担すべきと認められる修繕は入居者負担となります。

●建築関係

区分	修 繕 項 目	状 況	施行方法	負担区分	
				入居者及び原因者	県
屋 内 部 分	天井	老朽による破損・剥離等	破損復旧・塗替		○
		上記以外	破損復旧・塗替	○	
	壁	老朽による破損・剥離等	破損復旧		○
		上記以外◎塗替（ペンキ塗替含む） 壁紙張替（クロス含む）等	破損復旧・塗替	○	
	柱・敷居・鴨居	老朽による腐れ・狂い・虫害等	破損復旧・塗替		○
		上記以外	破損復旧・塗替	○	
	土台・大引・根太・及び床束（板）	老朽による腐れ・狂い・虫害等	破損復旧・塗替		○
	窓枠・出入口枠及び換気枠	老朽による腐れ・狂い・虫害等	破損復旧・塗替		○
	建具（木製建具、金属製建具）	老朽による腐れ・狂い・虫害等	破損復旧・塗替		○
		部分損傷破損等（障子紙、襖紙の張替、ガラス入替、網戸の張り替え）	破損復旧・張替	○	
	屋内戸（浴室戸、便所戸）	老朽による破損	破損復旧		○
		上記以外（部分的破損を含む）	破損復旧	○	
	建具の金物（戸車・取手・錠・丁番・ドア チェック・クレセントすべり出しヒンジ等）	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外（（例）鍵の不具合 等）	破損復旧・取替	○	
	流し台	老朽（計画修繕）	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
	タタミ	老朽（計画修繕）	破損復旧・取替		○
		入居による損耗、変色（タタミ表、ヘリ）	表替	○	
	ベランダ（手すり・間仕切板）	老朽による腐食（計画修繕）	破損復旧・塗替		○
		上記以外	破損復旧	○	

5 住宅の修繕

●建築関係

区分	修 繕 項 目	状 況	施行方法	負担区分	
				入居者及び原因者	県
屋 外 部 分	雨どい	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外の破損及び詰まり	破損復旧・取替・清掃	○	
	屋根	老朽による破損	葺替・塗替・防水		○
		上記以外	破損復旧		○
	壁	老朽による破損（計画修繕）	破損復旧・防水コーキング		○
		上記以外	破損復旧	○	
	便所〔便槽 ベンチレーター〕	老朽による破損	破損復旧		○
		上記以外	破損復旧	○	
	団地用柵（フェンス）	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
	遊び場〔遊具、ベンチ 砂場〕	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外（部分的破損を含む）	砂補充・消毒	○	
	樹木		管理（剪定・施肥・消毒・駆虫）	○	
	花壇・藤棚	老朽による破損	破損復旧		○
		上記以外	破損復旧・管理	○	
	雨水側溝及び雨水桝	老朽による破損	破損復旧		○
		上記以外の破損及びゴミ等の詰まり	破損復旧・清掃	○	

●水道・ガス設備関係

区分	修 繕 項 目	状 況	施行方法	負担区分	
				入居者及び原因者	県
屋 内 部 分	水道の蛇口（混合水栓含む）	老朽			○
		破損、亡失、水漏	破損復旧・取替	○	
	各種パッキン	老朽による破損・水漏	取替	○	
	便器	老朽による破損	取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
	屋内の排水（排水管、付属金物）	老朽による破損	取替		○
		破損	破損復旧・取替	○	
		詰まり	清掃	○	
	給水管及びその支持金物	老朽	破損復旧・取替		○
	洗面台	老朽による破損	取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	



●水道・ガス設備関係

区分	修 繕 項 目	状 況	施行方法	負担区分	
				入居者及び原因者	県
屋内部分	ガス (県設備、配管・コック・器具)	老朽による破損	取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
	電気温水器(県設置)	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替・清掃	○	
	風呂釜(県設置)	老朽による破損	取替		○
		・器具せんツマミ ・覗き窓(のぞき窓) ・点火ハンドル ・湯止めカバー } の破損	破損復旧・取替	○	
		上記以外	破損復旧・取替		○
	給湯器(県設置)	老朽	破損復旧・取替		○
		上記以外の破損	破損復旧・取替	○	
屋外部分	排水(排水管、溜桝蓋)	老朽による破損	破損復旧・取替・清掃		○
		上記以外の破損及び詰まり	破損復旧・取替	○	
	共用外栓、散水栓	老朽による破損	取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
	止水栓、その他の弁類	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	

●電気関係

区分	修 繕 項 目	状 況	施行方法	負担区分	
				入居者及び原因者	県
屋内部分	屋内の配線	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
	テレビ視聴設備	老朽、気象条件等による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
	器具 [約定開閉ブレーカー スイッチ、コンセント、ヒューズ、 引掛シーリング、キーソケット、 照明器具]	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
	換気扇(県設置)	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替・清掃	○	
	フィルター		破損復旧・取替・清掃	○	
	非常警報設備(県設置)	老朽による破損			○
		上記以外(電球の取替含む)		○	

5 住宅の修繕



●電気関係

区分	修 繕 項 目	状 況	施行方法	負担区分	
				入居者及び原因者	県
屋 外 部 分	テレビ視聴設備	老朽、気象条件等による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
	階段灯、廊下灯 (建物付着の外灯を含む)	老朽、気象条件等による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外 (電球の取替含む)	破損復旧・取替	○	
	外灯〔ポール、器具 電球類 (水銀灯を含む)〕	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	
		球替え	球替	○	
	屋外配線	老朽による破損	破損復旧・取替		○
		上記以外	破損復旧・取替	○	

●共同施設

修 繕 項 目	状 況	施行方法	負担区分	
			入居者及び原因者	県
自転車置場 (躯体、腰壁、屋根部分)	老朽による破損	破損復旧		○
	破損	破損復旧	○	
集会所	建築・設備関係負担区分に準ずる			

●衛生（清掃を含む）関係

衛生（清掃）実施箇所	状 況	負担区分	
		入居者及び原因者	県
浄化槽	汚泥処分・消毒	○	
集会所、ゴミ置場	清掃・消毒	○	

※退去される時、浴槽、風呂釜（県設置）の洗浄をしていただきますが、住宅管理人に連絡して県が指定する業者に依頼してください（費用は入居者負担です）

6 おたずねします。



“すまい” に関して問い合わせの多かった事柄にお答えしています。県営住宅を上手にお使いいただくために役立ててください。

Q1

ペット（犬・猫など）を飼っていいのでしょうか。

A.

犬の鳴き声がうるさく、不眠・食欲不振など神経衰弱になったとして、隣人が裁判に訴え、60万円の損害賠償を命ずる判決があったことが新聞紙上で報じられたことがあります。

この事件は、20メートルも離れた民家同士での争いですが、団地でのペットの飼育は臭気・騒がしさなどにより隣近所の方々に迷惑をかける度合はさらに大きなものとなりますし、また建物等に対する汚損が生じることにもなります。

団地での快適な生活を営むためにはお互いの思いやりが最も大切なことなので、ペット類の飼育は、絶対にしてはいけません。

（本文P4）



Q2

入居者用の駐車場はありますか。又、自動車保管場所使用承諾書（車庫証明）は発行されますか。

A.

県営住宅におきましては、かつて入居者専用の駐車場は建設しておらず、団地内にある駐車スペースは全て外来用となっていました。

このことは、県営住宅は国が定める公営住宅の建設基準に基づき建設されており、その基準に駐車場は公営住宅の設置すべき施設として認められていなかったためです。

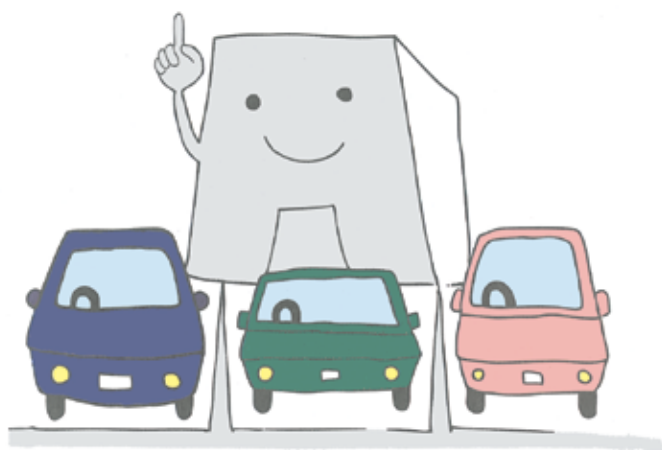
いいかえれば、公営住宅については先ず住む場所を優先し、それを超える部分については入居者の皆さんで措置していただくという考え方であり、入居者の皆様個人にて自己所有の車両の保管場所確保に努めていただくこととしておりました。

しかしながら、急激な「車社会」の到来、平成3年の車庫法改正により福岡県では、平成4年度以降の新規、建替建設団地及び既存中高層団地のうち自治会等と協議を実施し合意のあった団地については、入居者専用駐車場として団地内の余剰地において整備を実施し、有料駐車場として福岡県住宅供給公社を通じて維持管理することとしております。

お答えします。

このことは、公営住宅において入居者専用駐車場として整備することについて国の公営住宅の整備方針が変更になり入居者専用駐車場の整備が可能になったためです。

このことから、入居者専用駐車場（有料）契約者については「自動車保管場所使用承諾証明書」（車庫証明）の発行が可能になりましたが、既存団地のなかには、なお従前の取り扱いである「外来用駐車スペース」として希望する団地もあり、現在は団地により取り扱いが異なっておりますので、詳しくは福岡県住宅供給公社の最寄りの管理事務所までお問い合わせください。



Q3

壁や窓などに水滴ができ、それが原因でカビが生えて困っています。

A.

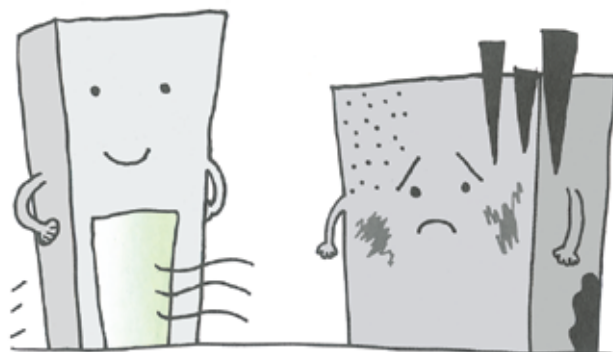
耐火構造である県営住宅は木造住宅と異なり、気密性が高いため、暖房器具を使用する冬期や湿気の多い梅雨期には結露（室外と室内の温度差により暖かい空気が冷されて水滴となる現象）が起こりがちで、特に北側の壁や棟の両側の壁に多くみられ、それがカビの発生の大きな原因となっています。

結露しますと、カビが発生し、家具や壁

が大変汚れたり、傷んだりします。

結露の発生防除及びカビの発生による壁の汚れについては県では対応できません。
予防のために次のことを十分注意してください。

- 1) 暖房器具を使用しているときは、ときどき窓を開放し、換気に努めましょう。
- 2) 室内の空気を良くするために、日ごろから日用品の整理整頓を行いましょう。
- 3) 家具は、外壁側を避けて壁から少し離して置きましょう。
- 4) 押入れは、昼間できるだけ開け放しておきましょう。
- 5) 換気用小窓、換気ガラリは常に開けておきましょう。
- 6) 炊事の際は必ず換気扇を回し、他の部屋に蒸気が流れないように住戸内の建具はできるだけ閉めましょう。
- 7) 押入れの寝具類は、まわりの壁からできるだけ離しておきましょう。
- 8) 風呂を使用するときは必ずドアを閉めましょう。また、風呂を使用しない時は必ずフタをするようにしましょう。
- 9) 病気や留守がちで、こまめに換気することができない人は、除湿器・エアコン又は換気扇等を使用して結露防止に努めましょう。



**Q4**

部屋の中の害虫の予防及び駆除の方法をおたずねします。

A.

冷夏・長雨等天候不順が続く、室内の温度と湿度が一定の条件に達した場合、ダニなどが異常発生することがあります。

予防及び駆除については、個人で対応していただくことになり、県では対応できません。

次の方法が効果があるとされていますので参考にしてください。

ダニ類

1. 予防方法

- 1) 部屋の風通しをよくして、できるだけ乾燥させる。
- 2) 畳干しをする。
- 3) 部屋の掃除をよくして、清潔に保つ。
- 4) ネズミ・野鳥・昆虫等が住戸に入らないようにする。

2. 駆除方法

- 1) イエダニ
 - ネズミを駆除する。
 - 油剤・乳剤を残留噴射する。
 - くん煙剤でくん蒸する。
- 2) コナダニ・チリダニ
 - くん煙剤でくん蒸する。

チャタテムシ

- くん煙剤でくん蒸する。
- 予防は乾燥が最も有効です。

ナンキンムシ

スミチオン・ダイヤジノン・DDVPなど、油剤又は乳剤を直接散布するか、柱・カモイ・天井など木の割れ目やすき間等には残留噴霧する。

濡れて困る場所は、くん煙剤でくん蒸する。

アリガタバチ

最近、各地の耐火構造の共同住宅において、アリガタバチが発生し、就寝中に刺されるなどの被害がでています。

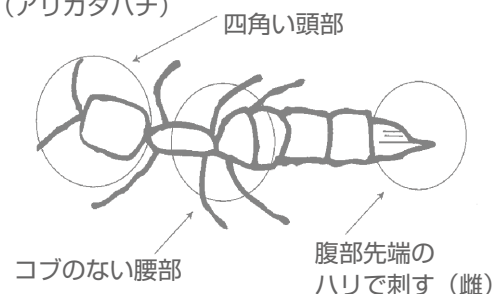
刺されるとチクッと痛みを感じ、普通1～3cm程度に赤くはれ、痛みやかゆさが、1週間近く続きます。

治療法としては、薬局で市販されている抗ヒスタミン軟こうが有効です。

アリガタバチを駆除するには、ダニ類と同じく畳の下などをよく掃除したあと有機リン系のフェニトロチオン（スミチオン）の油剤の5%液を1㎡に100cc程度を畳の裏に噴霧するのが有効とのことです。

※駆除にあたって、具体的な薬剤や方法については、最寄りの保健所、あるいは市町村の衛生担当課にお尋ねください。

(アリガタバチ)



お答えします。



Q5

家族の高齢化や、病気や事故で住戸内に手摺が必要になりました。改善することはできますか。

A.

介護保険制度や市町村の行っている福祉事業によって、住戸内に手摺を設けたり、段差を解消するためにスロープの設置や、緊急通報装置等を設置する住戸改善を行うことができます。詳しくは福岡県住宅供給公社保全事業課にお尋ねください。

Q6

納付書を紛失したのですが。

A.

再発行いたしますので、福岡県住宅供給公社の最寄りの管理事務所へ連絡してください。

再発行します



福岡県住宅供給公社
管理事務所

Q7

家賃を払っているのに督促状が来たのですが。

A.

県営住宅の家賃は、毎月その月末までに金融機関でお支払いください。

月末までにお支払いがないと、翌月に督促状が發送され、その間に納付された場合は行違いとなります。納付書の領収日付を確認してください。

納付期限翌日のお支払いでも督促状は発行されます。



Q8

ベランダがハトのフンで汚れて困っているのですが。

A.

日常的にベランダを使用し、ハトが来ないように注意してください。

なお、ハトのフンによるベランダの清掃については、入居者で行っていただきます。

火災発生！そのときどうする



早く知らせる

**「火事だーっ！」
と大声で叫ぶ！**



早く消す

**勇気を持って
初期消火を！**



早く逃げる

避難は早めに！

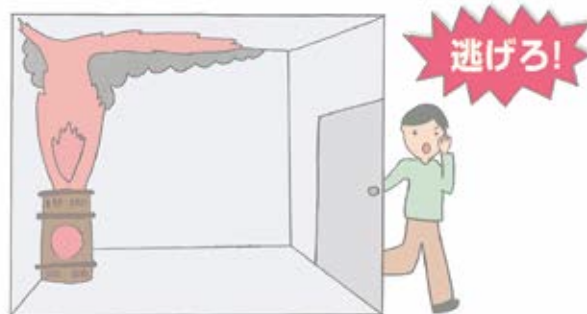


**火事です
119番を！**

- 小さい火だと思っても、一人や家族だけで消そうとしないことが大切。
- 「火事だーっ」と大声を出す。声が出なければ、やかんなどをガンガン叩いて、近所の人たちにも助けを求める。
- 小さな火でも119番に通報する。しかし、当事者は初期消火にあたり、近くの人に「火事です！消防車を呼んで」と助けを求める。



- 消火は出火から3分以内が勝負。この間なら誰でも消火ができる。炎をおそれず勇気と落ち着きを持って初期消火を。
- 初期消火とは、火が床など横に広がっているだけの間、あるいはカーテンやふすまなどの立ち上がり面に火が移ったときまでに火を消すことをいう。火が立ち上がり面に移ると、天井に火が回るのは早く、そうなるともう手がつけられなくなる。
- 消火は消火器や水だけでなく、手近なものなら何でも活用する。座ぶとんで火を叩く、毛布で火をおおう、カーテンをひきちぎるなど……。バケツに水がたまるまで何もしない、というようでは手遅れに。



- 天井に火が移ったら、もう素人の手には負えません。早めに避難を。
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉め、空気を遮断する。

消火器の準備と使い方

消火器の種類

消火器は薬剤の種類によって、強化液消火器、粉末消火器、あわ消火器があり、火災の種類に適した消火器を選ぶ必要があります。消火器に貼ってあるラベルが適応する火災の種類を示しています。

白	A 普通火災	木材、紙、布などが燃える火災用。
黄	B 油火災	灯油、ガソリンなどが燃える火災用。
青	C 電気火災	電気設備などが燃える火災用。

火災の種類 消火器の種類	A	B	C
粉末消火器	○	○	○
強化液消火器	○	○	○
あわ消火器	○	○	×

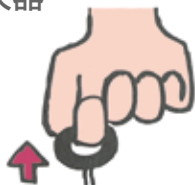


消火器の使い方

粉末消火器・強化液消火器

1

安全ピンに指をかけ、上に引き抜く。



2

ホースをはずして火元に向ける。



3

レバーを強く握って噴射する。



消火器の設置場所

いざという時のために、消火器の設置場所の確認を。

●安全ピンのはずしかたは、どのメーカーのものでも同じ。あらかじめはずしかたを確認しておく。

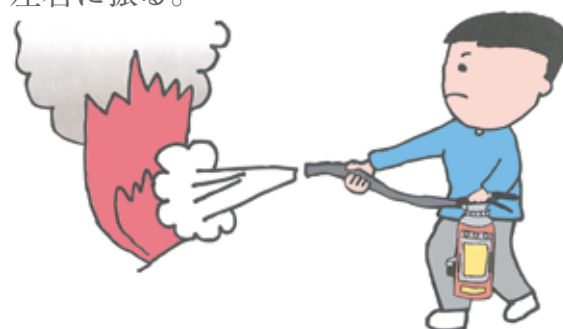


●使い方を普段からよく読んでおく。

●どの火災に適しているのかラベルをよく読んでおく。

消火器のかまえ方

- 風上に回り風上から消火。
- やや腰を落として姿勢をなるべく低く、熱や炎を避けるように構える。
- 火災にはまともに正対しないように。
- 燃え上がる炎や煙にまどわされずに火元にノズルを向け、火の根元を掃くように左右に振る。



●こんな時は申請・届出が必要です

申請・届出については、必要な添付書類も提出していただきます。なお、申請については、福岡県営住宅条例及び同条例施行規則による条件や家賃滞納などがある場合、承認できないこともあります。

入居中の状況	申請・届出書類名	提出先	提出時期	添付書類
○住宅を明け渡すとき (退去するとき)	県営住宅明渡届	管 理 事 務 所・ 出張所に御連絡ください。また、住宅管理人にも御連絡ください。	引っ越し予定日の2週間前までに	添付書類なし。但し、退去修繕箇所の立会及び補修費の支払いが必要です。

○入居の決定を受けた者(名義人)が死亡または転出した場合で、同居者(同居承認後、1年間を経過した者に限る。)が引き続き入居したいとき	県営住宅入居承継承認申請書	福岡県住宅供給公社最寄りの管理事務所・出張所	事実の日からすみやかに	・名義人の死亡・転出を証明する住民票 ・名義変更の理由が確認できる戸籍(離婚・死亡等) ・新名義人予定者と、19歳以上の同居者全員の所得証明書または源泉徴収票など収入を証する書類 ・現入居者全員の住民票 ・請書
○名義人との関係で3親等以内の親族を同居させたいとき	県営住宅同居承認申請書		同居させようとするとき	・名義人と同居を希望する者との続柄、事実関係を証明する書類(戸籍等) ・同居させようとする者と現入居者全員の住民票 ・所得証明書または源泉徴収票など収入を証する書類(19歳以上は全員)
○正当な理由(本人の責によらない理由で)により住居を引き続き15日以上使用しないとき	県営住宅を長期間使用しないことについての届		使用しなくなる日の5日前までに	正当な理由を証明する書類
○同居者が死亡・転出したとき名義人との婚姻により配偶者が転入したとき子供が出生したとき	県営住宅同居者異動届		事実の日からすみやかに	異動事実が記載された住民票等
○県営住宅に入居されている方(新規に入居した月が4月以降の場合の年度は除く。)	収入申告書		毎年度6月上旬から6月下旬の指定した期間	19歳以上の入居者全員の所得証明書・源泉徴収票など収入を証する書類及び世帯状況を証する書類(住民票など)
○「収入認定(更正等)家賃通知書」を受けた方で、その収入認定に対して、収入減少や世帯異動により意見があるとき	県営住宅収入認定(更正等)家賃通知書に対する意見陳述書		通知を受けた日から30日以内	事実を証明する書類
○「収入認定(更正等)家賃通知書」を受けた後、年の途中でその収入が減少し、収入の再認定を受けることにより家賃が変わるとき	収入・家賃再認定申請書		事実の日から30日以内(承認の場合申請月の翌月から適用)	事実を証明する書類
○収入が著しく低く、家賃の支払いが困難なとき	県営住宅家賃減額申請書		すみやかに(承認の場合申告月の翌月から適用)	収入を証するすべての書類等
○緊急連絡人(保証人)がかわるとき	県営住宅緊急連絡人変更届		すみやかに	添付書類なし

119

番通報はあわてず、早く、正確に!

★次の要領で通報してください

→「火事です。(自宅住所) _____ の(氏名) _____ です。
_____ が燃えています。目標は _____ の _____ 側です。」

※逃げ遅れた人やけが人の有無なども、通報時にいち早く知らせましょう。

住 所			
氏 名		電 話	

緊急連絡先	連絡先	電 話	連絡先	電 話
	市区町村		病 院	
	消 防 署			
	警 察 署			
	ガス会社			
	電気会社			
	水 道			

家族の連絡先	氏 名	電話(会社・学校)	住 所	メ モ



発行日／令和7年7月

発行／福岡県建築都市部県営住宅課